総　会　議　事　録

１．開催日時　　令和６年２月１４日（水）　午前９時３０分

２．開催場所　　瀬戸内市役所　２階　大会議室

３．農業委員　　１１名中１０名出席し、その氏名は次のとおり

太　田　　修	尾　上　昭　則	出　射　　實	宮　本　英　美
由 喜 門　尊	藤　原　由　果	宇 津 木 康 文	石　黒　五　月
藤　原　和　正	大　森　茂　利	久　山　英　之	

４．農地利用最適化推進委員

山　本　昌　明	山　﨑　　徹	大 河 原 律 夫	久　米　啓　之

５．議事に参与した者

事務局長　青木　　潔

事 務 局　藤原　敬士

事 務 局　藤原　将也

６．議事内容

報 告 事 項　　農地法許可に係る専決処分について

第１号議案　　農地法第３条許可申請について

第２号議案　　農地法第５条許可申請について

第３号議案　　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
（利用権設定）

そ　の　他

事　務　局　　開会を宣言する（午前９時３０分）
これより令和５年度瀬戸内市農業委員会、第１１回の総会を始めます。
会長よろしくお願いします。

議　　長　　（あいさつ）
皆様の適正な審査、よろしくお願いします。

事　務　局長　　ただいまの農業委員の出席数は定数１１名のうち１０名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第７条により、この総会が成立していることをご報告します。
それでは、以降の議事の進行につきましては会長、よろしくお願いします。

議　　長　　それでは、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。本日の署名委員に太田　修委員、出射　實委員、よろしくお願いします。それでは、議題に入ります。
まず、報告事項　農地法許可に係る専決処分について、事務局の説明をお願いします。

事　務　局　　まずは、議案資料、１頁をご覧ください。

【農地法許可に係る専決処分について議案書をもとに説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議　　長　　この案件について何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
（意見なし）

議　　長　　ご意見ないようですので、この案件につきましては、報告承認とさせていただきます。
続きまして、第１号議案、農地法第３条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事　務　局　　それでは、議案資料２頁目をご覧ください。第１号議案　農地法第３条許可申請についてです。
【１番案件】
譲受人「■■■■■■■■■■■■　■■　■■　■■■　■■」。
譲渡人「■■■■■■■■■■■■　■■　■■　■■■　■■」。
農地の所在「牛窓町牛窓３６８６」。面積「６８９㎡」。
登記、現況地目「畑」。農地までの距離「１００ｍ」。耕作面積「１４，５７４㎡」。
家族数、耕作者数はいずれも「２名」。取得の理由は「増反」によるもの。

譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので１０aあたり■　■となっています。

【２番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■　■■　■■　■■■　■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■　■■　■■　■■■　■■」。

農地の所在「邑久町山田庄９６７−１」。面積「５３２㎡」。

登記、現況地目「田」。

農地までの距離「５５０ｍ」。耕作面積「２１０，０７８㎡」。

家族数及び耕作者数はいずれも「３名」。取得の理由は「贈与」によるもの。

譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので１０aあたり■　■となっています。

【３番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■　■■　■■　■■■　■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■　■■　■■　■■■　■■」。

農地の所在「長船町八日市１２２−１」。面積「５２３㎡」。

登記、現況地目「田」。

農地までの距離「６００ｍ」。耕作面積「３６，６５７㎡」。

家族数及び耕作者数はいずれも「２名」。取得の理由は「贈与」によるもので１０aあたり■　■となっています。

【４番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■　■■　■■　■■■　■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■　■■　■■　■■■　■■」。

農地の所在２筆。「長船町八日市２７−１」。面積「１，３３３㎡」。

「長船町八日市１２１」。面積「７１０㎡」。

登記、現況地目「田」。

農地までの距離「６００ｍ」。耕作面積「３６，６５７㎡」。

家族数及び耕作者数はいずれも「２名」。取得の理由は「増反」によるもので１０aあたり■　■となっております。

【５番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■　■■　■■　■■■　■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■　■■　■■　■■■　■■」。

農地の所在「長船町長船４８４−１」。面積「１２４㎡」。

登記、現況地目「畑」。

農地までの距離「２０ｍ」。耕作面積「４，５０７㎡」。

家族数及び耕作者数はいずれも「４名」。取得の理由は「贈与」によるもので１０aあたり■　■となっております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議　　長　　続きまして、担当委員のご意見を伺います。
１番案件について、山本委員より説明をお願いします。

山 本 委 員　　１番案件について、現在、申請地周辺の農地を譲受人は耕作をしており、ハウス等で収穫をされています。取得について、問題ありません。

議　　長　　続きまして、２番案件について、大河原委員より説明をお願いします。

大河原委員　　２番案件について、申請地は以前から耕作をされておらず、この度、譲受人が耕作するということで話がまとまりました。問題ありません。

議　　長　　続きまして、３番案件、４番案件、５番案件について、久米委員より説明をお願いします。

久 米 委 員　　３番案件について、農地利用最適化推進委員である譲受人に農地の売買の話があり、まとまったものです。問題ないと思います。
４番案件についても、３番案件と同じです。
５番案件について、申請農地は譲受人の自宅近くにあり、周辺には本人が耕作されている農地もあることから、問題ありません。

議　　長　　それでは、ただ今の第１号議案につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

（意見なし）

それでは意見なしとしまして、続いて、採決に入ります。
第１号議案 農地法第３条許可申請の１番案件から５番案件について、可決に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議　　長　　全員賛成ということで、許可を決定します。
続きまして、第２号議案、農地法第５条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事　務　局　　それでは、議案資料３頁目をご覧ください。
【１番案件】
借人「■■■■■■■■■■■■　■■■　■■　■■」。
貸人「■■■■■■■■■■■■　■■■■■■■　■■　■■」。
土地の所在「邑久町豊安１９７−１」。面積「４９９㎡」。地目「田」。
転用目的「分家住宅」。
施設の概要「平屋建　１棟　１２０．９０㎡」。建ぺい率「２４．２０％」。農地区分「第１種農地１０ａあたり米３００㎏」。
資金「■　■」。隣地への被害はありません。
なお、使用貸借権設定で、農用地区域外農地、１０aあたり■　■です。

位置図は資料６頁をご覧ください。
ホームプラザナフコ瀬戸内店の南側の駐車場、すぐ東に位置しています。
【２番案件】
借人「■■■■■■■■■■■■　■■■　■■　■■」。
貸人「■■■■■■■■■■■■　■■■■■■■■　■■　■■」。
土地の所在「邑久町豊安１９７−２」。面積「４９９㎡」。地目「田」。
転用目的「分家住宅」。
施設の概要「平屋建　１棟　１２０．９０㎡」。建ぺい率「２４．２０％」。農地区分「第１種農地１０ａあたり米３００㎏」。
資金「■　■」。隣地への被害はありません。
なお、使用貸借権設定で、農用地区域外農地、１０ａ あたり■　■です。
位置図は資料７頁をご覧ください。
ホームプラザナフコ瀬戸内店の南側駐車場、すぐ東に位置しています。
【３番案件】
譲受人「■■■■■■■■■■■■■■　■■■■　■■■■■■■　■■■■■■　■■　■■」。
譲渡人３名。
１人目「■■■■■■■■■■■■■　■■■　■■　■■」。
土地の所在「邑久町山田庄６８５−１」。面積「６４０㎡」。
地目「田」。
２人目「■■■■■■■■■■■■■　■■　■■　■■」。
土地の所在「邑久町山田庄６８６−１」。面積「１，１９６㎡」。
地目「田」。
３人目「■■■■■■■■■■■■■　■■　■■　■■」。
土地の所在４筆。「邑久町山田庄６８８」。面積「１，３２９㎡」。
「邑久町山田庄６８９−１」。面積「３９１㎡」。
「邑久町山田庄６８９−２」。面積「８．４３㎡」。
「邑久町山田庄６９０−１」。面積「３８０㎡」。
地目「田」。
転用目的「建売分譲住宅」。
施設の概要「２階建　１４棟　７３２．８０㎡」「道路　９１７．４６㎡」「公園　１２８㎡」。
建ぺい率「２５．５０％」。
農地区分「第３種農地１０ａあたり米４５０㎏」。
資金「■　■」。
隣地への被害はありません。
なお、所有権移転で、農用地区域外農地１０ａあたり■　■です。
また、開発・諮問案件です。

位置図は資料８頁をご覧ください。
エッソ長瀬石油株式会社から北東に位置しています。
以上、事務局からの説明を終わります。

議　　長　続きまして、担当委員のご意見を伺います。１番案件、２番案件について、山﨑委員より説明をお願いします。

山 﨑 委 員　１番案件、２番案件について、貸人と借人は親子関係であり、分家住宅を建てるということで問題ないと思います。

議　　長　続きまして、３番案件について、大河原委員より説明をお願いします。

大 河 原 委 員　３番案件について、申請地周辺は開発が非常に進んでおり、分譲住宅が増えている地域です。地元の了承も得られており、生活排水等問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。

議　　長　それでは、ただいまの第２号議案　農地法第５条許可申請について、１番から３番までの案件につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

（意見なし）

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。
第３号議案　農地法第５条許可申請の１番から３番までの案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議　　長　全員賛成ということで、承認します。

議　　長　続きまして、第３号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について（利用権設定）、事務局の説明をお願いします。

事　務　局　それでは、議案資料、４頁、５頁をご覧ください。

【第３号議案　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)議案書をもとに説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議　　長　ただ今の第３号議案につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（意見なし）

ご意見ないようですので、第３号議案につきまして、承認とします。
それでは最後のその他の項目についてです。事務局、お願いします。

事　務　局　今後の総会の予定について、３月の通常総会は、３月１４日木曜日に瀬戸内市中央公民館　１階　視聴覚室で開催予定です。
令和６年度４月の通常総会は、４月１７日水曜日に瀬戸内市役所　２階大会議室で開催予定です。

議　　長　他にご意見、ご質問はありませんか。
それではご意見もありませんので、これをもちまして、令和５年度２月の総会を閉会します。
ありがとうございました。

（午前１０時００分　閉会）

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和６年２月１４日

議　　長　　藤　原　和　正

署名委員　　太　田　　修

署名委員　　出　射　　實